

## 昭和二十六年農林省令第三十二号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）に基き、及び同法を実施するため、農産物検査法施行規則を次のように定める。

## 農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）に基づく種類の検査

**第一条** 品位等検査に係る種類についての検査は、輸入に係る農産物（玄米、精米、小麦及び大麦を除く。）にあつては農産物検査法（以下「法」という。）第二条第二項並びに農産物検査法施行令（平成七年政令第三百五十七号。以下「令」という。）第一条第一項及び第二項に掲げる農産物の種類について行い、その他の農産物にあつては次の表の上欄に掲げる農産物の種類についてそれぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行う。

農産物の種類		事項	
もみ	当年産のもの（生産された年の翌年の十月三十一日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）及び当年産のもの以外のものの別の水稻うるちもみ、水稻もちもみ、陸稻うるちもみ、陸稻もちもみ、種子水稻うるちもみ、種子水稻もちもみ、種子陸稻うるちもみ、種子陸稻もちもみ及び飼料用もみの別	玄米	国内産玄米にあつては、当年産のもの及び当年産のもの以外のものの別の水稻うるち玄米、水稻もち玄米、陸稻うるち玄米、陸稻もち玄米、醸造用玄米及び飼料用玄米の別
精米	国外産玄米にあつては、うるち玄米及びもち玄米の別	玄米	うるち玄米及びもち玄米にあつては、それぞれに短粒種、中粒種及び長粒種の別
国内産精米	国内産精米にあつては、当年産のもの及び当年産のもの以外のものの別の水稻うるち精米、水稻もち精米、陸稻うるち精米及び陸稻もち精米の別	精米	うるち精米にあつては、うるち精米、もち精米、うるち碎精米及びもち碎精米の別
外国産精米	外国産精米にあつては、うるち精米、もち精米、うるち碎精米及びもち碎精米の別	小麦	国内産小麦にあつては、生産年度別の普通小麦、強力小麦及び種子小麦の別
国内産小麦	国内産小麦にあつては、食糧小麦及び飼料小麦の別	大麦	外国産小麦にあつては、生産年度別の普通小粒大麦、普通大粒大麦、ビール大麦及び種子大麦の別
はだか麦	はだか麦にあつては、生産年度別の普通はだか麦及び種子はだか麦の別	大豆	国内産大麦にあつては、生産年度別の普通小粒大麦、普通大粒大麦、ビール大麦及び種子大麦の別
大豆	大豆にあつては、生産年度別の普通大豆、特定加工用大豆（製品の段階において大豆の原形をとどめない用途に使用される大豆をいう。以下同じ。）及び種子大豆の別	小豆	生産年度別の普通大豆、特定加工用大豆及び種子大豆のそれぞれにつき大粒大豆、中粒大豆、小粒大豆及び極小粒大豆の別
小豆	小豆にあつては、生産年度別の一般小豆及び種子小豆の別	いんげん	生産年度別の一般小豆及び種子小豆のそれぞれにつき大納言小豆、普通小豆及びその他の小豆の別
いんげん	いんげんにあつては、生産年度別の普通いんげん及び種子いんげんの別	かんしょ	生産年度別の普通いんげん及び種子いんげんのそれぞれにつき中長うずら、大手亡、大正金時、北海金時、丹頂金時、大正白金時、白金時、福白金時、その他の金時、とら豆、白花豆、大福及びその他のいんげんの別
かんしょ	かんしょにあつては、生産年度別のかんしょ平切干及びかんしょ粗碎切干の別	生切干	生産年度別のかんしょ平切干及びかんしょ粗碎切干の別
そば	そばにあつては、生産年度別のかんしょ平切干及びかんしょ粗碎切干の別	そばでん粉	そばでん粉にあつては、生産年度別のかんしょ平切干及びかんしょ粗碎切干の別
(品位等検査に係る銘柄の検査)		(品位等検査に係る量目の検査)	
<b>第二条</b>	品位等検査に係る銘柄についての検査は、産地、品種、産地品種又は産地型につき行う。	<b>第三条</b>	品位等検査に係る量目についての検査は、正味重量につき行う。
<b>第四条</b>	(品位等検査に係る銘柄の検査)	(品位等検査に係る量目の検査)	(品位等検査に係る銘柄の検査)
<b>第五条</b>	品位等検査に係る品位についての検査は、荷造り及び包装については緊括材料、緊括方法及び緊括の程度につき、包装については種類及び資材につき行う。	品位等検査に係る品位についての検査は、水分の含有率、異物、被害粒、異種穀粒及び未熟粒の混入率、形質、整粒歩合、発芽率、容積重等につき行う。	品位等検査に係る品位についての検査は、荷造り及び包装については緊括材料、緊括方法及び緊括の程度につき、包装については種類及び資材につき行う。
<b>第六条</b>	品位等検査は、各個に、又は抽出して行う。この場合における抽出の方法は、農林水産大臣が定める標準抽出方法によるものとする。		

2 品位等検査に係る品位についての検査は、農林水産大臣が定める標準計測方法及び鑑定方法により行う。ただし、種苗法（平成十年法律第八十三号）第六十一条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準に従い生産及び調整された種子もみ、種子小麦、種子大麦、種子裸麦又は種子大豆に係る検査は、当該基準に適合することを証する書類により行う。

#### 第七条 成分検査

（成分検査の検査方法）  
成分検査は、抽出して行う。この場合における抽出の方法は、農林水産大臣が定める標準抽出方法によるものとする。

第九条 法第五条第二項第一号（法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める日は、十一月一日とする。

法第五条第二項第二号（法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める日は、十一月一日とする。

#### （検査証明の方法）

第十条 輸入に係る農産物についての品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明は、法第五条第二項（法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める期間は、一年とする。

2 輸入に係る農産物であつて包装されていないものについての品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる検査証明書を交付してするものとする。

#### 一 期間経過米検査を行つた米穀

別記様式第三号による検査証明書

#### 二 普通小麦のうち、その水分の含有率及び容積重の数値について品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明を受けようとするもの

別記様式第四号による検査証明書

#### 三 前二号に掲げる農産物以外の農産物

別記様式第五号による検査証明書

3 輸入に係る農産物以外の農産物であつて包装されているものについての品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる表示をその表面の見やすい箇所に印刷した当該農産物の包装又は当該表示を印刷した当該農産物の票せんに検査年月日及び登録検査機関名のほか、銘柄区分のあるものにあつては銘柄を、普通小麦のうちその水分の含有率及び容積重の数値について品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明を受けようとするものにあつては当該数値を記載し、かつ、当該包装又は票せんに、品位の測定結果を記載し、又は農林水産大臣が定めるところにより、別記様式第六号による等級証印、別記様式第七号による種子用証印若しくは別記様式第八号による醸造用証印を押してするものとする。

#### 一 もみ及び玄米（第四号に掲げるものを除く。）、小麦（次号に掲げるものを除く。）、大麦、はだか麦、大豆、小豆、いんげん、かんしよ平切干又はそば

別記様式第九号による表示

#### 二 普通小麦のうち、その水分含有率及び容積重の数値について品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明を受けようとするもの

別記様式第十号による表示

#### 三 精米（次号に掲げるものを除く。）、かんしよ粗碎切干又はん粉

別記様式第十一号による表示

#### 四 期間経過米検査を受けようとする米穀

別記様式第十二号による表示

4 前項の農産物についての品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明は、前項の規定にかかるとおり、前項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる表示をその見やすい箇所に印刷した当該農産物の包装又は当該表示を印刷した当該農産物の票せんに、次に掲げる事項を印刷その他の方によりあらかじめ記載してすることができる。

#### 一 検査年月日

#### 二 登録検査機関名

#### 三 等級又は品位の測定結果

#### 四 銘柄区分のあるものにあつては、銘柄

#### 五 普通小麦のうちその水分の含有率及び容積重の数値について品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明を受けようとするものにあつては、当該数値

#### 六 前項の規定による等級の記載は、別記様式第六号による等級証印、別記様式第七号による種子用証印又は別記様式第八号による醸造用証印の印影を表示することによってすることができる。

#### 七 第三項の農産物のうち第六条第一項の規定により抽出して品位等検査を行つたものについての法第十三条第一項の規定による検査証明は、第三項の規定にかかるとおり、次に掲げる事項を印刷してすることができる。

#### 一 期間経過米検査を行つた米穀

第二項第一号に掲げる検査証明書

#### 二 普通小麦のうち、その水分の含有率及び容積重の数値について品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明を受けようとするもの

別記様式第十三号による検査証明書

#### 三 前二号に掲げる農産物以外の農産物

別記様式第十四号による検査証明書

#### 四 輸入に係る農産物であつて包装されているものについての成分検査に係る法第十三条第一項の規定にかかるとおり、次に掲げる事項を印刷してするもの

別記様式第十五号による表示

#### 五 前項の規定による表示をその包装の表面の見やすい箇所に印刷してするもの

別記様式第十六号による表示

第六条の二 前条の規定にかかるとおり、検査証明用情報（番号、記号その他の符号であつて電子情報処理組織を使用する方法により当該符号に対応する検査証明書等に表示され、又は記載された内容を明らかにできるもの）を付すことができる。

- 一 前条第一項、第二項、第六項又は第七項の規定により交付する検査証明書
- 二 前条第三項各号に掲げる表示

2 検査証明用情報等について、前条の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる事項（当該検査証明用情報により明らかにできるものに限る。）の表示又は記載を省略することができる。

一 前項第二号に掲げる表示 等級又は品位の測定結果及び検査年月日

二 前項第二号に掲げる検査証明書 検査証明書の番号及び登録検査機関名以外の事項

三 登録検査機関は、前項第一号に掲げる検査証明書に記載すべき事項を次項に規定する情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。

この場合においては、当該登録検査機関は、当該検査証明書を交付したものとみなす。

2 前項の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 登録検査機関の使用に係る電子計算機と検査証明書を交付すべき相手方（以下この条において「相手方」という。）の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方式

ロ 登録検査機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された検査証明書に記載すべき事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに検査証明書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

前項に掲げる方法は、相手方がファイルへの記録を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、登録検査機関の使用に係る電子計算機と、相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（銘柄の検査の特例）

第十二条 法第十四条第二項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第三条又は第四条の品位等検査を受けた米穀（精米を除く。）であつて、法第十五条第一項第三号に掲げる場合に該当するため品位等検査を受けていないものとみなされたものについて、法

第五条第一項の品位等検査を行う場合

二 大豆、小豆、いんげん及びそばについて、品位等検査を受けようとする農産物の生産地を農産物検査を行う区域に含む登録検査機関が法第九条の品位等検査を行う場合

（消印）

第十三条 法第十六条の規定による表示の抹消は、別記様式第十七号の消印を押してするものとする。

（登録検査機関の登録）

第十三条 法第十七条第一項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に登録免許税の領収証書を貼り付け、かつ、定款、登記事項証明書、役員の氏名及び住所を記載した書面、申請日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類を添え、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。

一 名称並びに主たる事務所及び從たる事務所の所在地

二 農産物検査を行おうとする農産物の種類（国内産農産物又は外国産農産物の別を含む。）

三 農産物検査の登録の区分

四 農産物検査を行おうとする区域

五 一年間に行おうとする農産物の種類（国内産の米穀又は麦にあつては、包装されているもの及び包装されていないものの別。第十九条第一号において同じ。）ことの品位等検査の検査見込数量又は一年間に行おうとする成分検査の検査見込件数

六 農産物検査を行う農産物検査員（法第十七条第二項第一号に規定する者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

七 農産物検査を行う場合に用いることとしている機械器具その他の設備及びその所在場所

八 法第十七条第三項各号のいずれかに該当する事実の有無

2 前項の規定は、法第十八条第三項において準用する法第十七条第一項の規定による申請について準用する。この場合において、前項中「登録免許税の領収証書」とあるのは「手数料に相当する額の収入印紙」と読み替えるものとする。

第十四条 法第十七条第二項（法第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の登録は、別記様式第十八号による登録台帳に記帳して行う。

2 農林水産大臣は、前項の規定により登録された者に対し、農産物検査員であることを示す別記様式第十九号による農産物検査員証を交付するものとする。

3 農産物検査員は、その業務を行うときは、前項の農産物検査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

（農産物検査員）

第十五条 法第十七条第二項第一号（法第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の農林水産省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者として、農林水産大臣が作成する名簿に登載されたものとする。

一 農産物検査に一年以上従事した経験を有する者

- 二 農林水産大臣が指定する研修の課程を修了した者
- 3 2 一 農林水産大臣は、農産物検査員の求めがある場合その他必要があると認める場合には、前項の名簿を更新するものとする。
- 法第十七条第二項第一号の農林水産省令で定める数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。
- 一 国内産農産物に係る品位等検査を行う場合 一年間に行おうとする農産物の種類（米穀又は麦にあつては、包装されているもの及び包装されていないものの別）ごとの検査見込数量（トン）で表した量をいう。次号において同じ。）を、それぞれ次に掲げる区分に応じ、当該各区分に掲げる数で除して得た数（小数点以下の端数は、切り上げるものとする。以下この項において同じ。）のうち最も大きい数

イ 包装されている米穀 二千五百  
ロ 包装されている米穀 六千  
ハ 包装されていない米穀 六千  
ニ 包装されていない麦 二千  
ホ 大豆 千五百  
ト 小豆及びいんげん 六千  
チ そば 千  
リ でん粉 三万  
ハ 米穀及び麦以外の農産物 二万  
三 成分検査を行う場合 一年間に行おうとする検査見込件数を、五百五十で除して得た数

（農産物検査に係る機械器具その他の設備）  
二 外国産農産物に係る品位等検査を行おうとする場合を含む。）の農林水産省令で定める機械器具その他の設備は、次の各号に掲げる農産物検査の区分ごとに当該各号に掲げるとおりとする。

第三十六条 法第十七条第二項第一号（法第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める機械器具その他の設備は、次の各号に掲げる農産物検査の区分ごとに当該各号に掲げるとおりとする。

- 一 国内産農産物に係る品位等検査 別表第一の上欄に掲げる区分ごとに同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備  
二 外国産農産物に係る品位等検査 別表第二の上欄に掲げる区分ごとに同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備  
三 成分検査 別表第三の上欄に掲げる区分ごとに同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備

（登録台帳の記載事項）

第十七条 法第十七条第四項第七号（法第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類とする。  
(業務の休廃止の届出)

第十八条 登録検査機関は、法第十七条第八項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び主たる事務所の所在地  
二 廃止の届出の場合は、廃止の予定期日  
三 休止の届出の場合は、予定期の開始期日及び期間  
四 休止又は廃止をする理由

（変更登録）

第十九条 法第十九条第二項の変更登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する金額の収入印紙をはり付け、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。

- 一 法第十七条第四項第三号から第五号までに掲げる事項のうち変更しようとする事項  
二 一年間に行おうとする農産物の種類ごとの品位等検査の検査見込数量又は一年間に行おうとする成分検査の検査見込件数  
三 農産物検査を行う農産物検査員の氏名及び住所並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類  
四 農産物検査を行う場合に用いることとしている機械器具その他の設備及びその所在場所

（報告）

第二十条 登録検査機関は、法第二十条第三項の規定による報告をしようとするときは、農林水産大臣の定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、農林水産大臣が定める期日までにこれを農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 農産物検査を行つた農産物の数量  
二 農産物検査を行つた農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位又は成分についての検査の結果

## (業務規程)

**第二十一条** 法第二十一条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 農産物検査の業務の実施方法に関する事項

二 農産物検査に係る手数料の額に関する事項

三 農産物検査に係る手数料の収納の方法に関する事項

四 農産物検査を行う時間及び休日に関する事項

五 農産物検査を行う区域及び農産物検査を行う場所（年間を通じて農産物検査を行う場所に限る。）に関する事項

六 農産物検査の受付の条件に関する事項

七 農産物検査の受検のための準備に関する事項

八 農産物検査員の配置に関する事項

九 機械器具その他の設備の保守点検に関する事項

十 農産物検査の請求書の保存に関する事項

十一 帳簿の備付けに関する事項

十二 前項第一号の農産物検査の業務の実施方法に関する事項には、第十条第四項に規定する方法により検査証明を行う場合には、その旨及びその実施方法に関する事項を定めなければならない。

(帳簿)

- 第二十二条** 法第二十五条に規定する帳簿は、農産物検査の業務を行つた登録検査機関ごとに作成し、農産物検査の業務を行つた事務所に備え付け、最終の記載の日から五年間保存しなければならない。
- 法第二十五条の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 農産物検査を請求した者の氏名又は名称及び住所
  - 二 農産物検査の請求を受けた年月日
  - 三 農産物検査を行つた年月日
  - 四 農産物検査を行つた場所
  - 五 農産物検査を行つた農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位又は成分についての検査の結果
  - 六 農産物検査を行つた農産物検査員の氏名（法第十七条第一項第二号に掲げる検査の区分に係る登録検査機関（次条において「登録成分検査機関」という。）が成分検査の試料の採取の業務を他の登録検査機関に委託して行つた場合にあつては、当該業務を行つた登録検査機関の名称）
  - 七 輸入に係る農産物についての農産物検査を行つた場合にあつては、船舶名、輸入港名、入港年月日その他当該農産物を特定するために必要な事項  
(登録検査機関の照会先)

**第二十三条** 令第四条第二項の農林水産省令で定める者は、農産物の出荷の事業を行う者とする。

(業務の委託の届出)

**第二十四条** 登録成分検査機関は、法第二十八条の規定により他の登録検査機関に業務を委託しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項について農林水産大臣に届け出なければならない。

- 一 業務を委託しようとする登録検査機関の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 委託しようとする業務の内容
- 三 業務を委託しようとする期間
- 四 登録成分検査機関は、前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 五 登録成分検査機関は、第一項の委託をしようとするときは、業務を委託しようとする登録検査機関に対して、当該委託する業務に関する準則を示さなければならぬ。
- 六 登録成分検査機関は、第一項の委託をしようとするときは、業務を委託しようとする登録検査機関に対して、当該委託する業務に関する準則を示さなければならぬ。
- 七 登録成分検査機関は、第一項の委託をしようとするときは、業務を委託しようとする登録検査機関に対して、当該委託する業務に関する準則を示さなければならぬ。

- 第二十五条** 法第二十三条第三項の立入調査をする職員の身分を示す証明書の様式は、別記様式第二十号のとおりとする。  
(農林水産大臣に対する申出の手続)  
(立入調査職員の証明書)
- 第二十六条** 法第二十三条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書をもつてしなければならない。

- 一 申出人の氏名又は名称及び住所
- 二 申出に係る農産物の種類及び数量
- 三 申出に係る農産物の検査を行つた年月日
- 四 申出の理由

五 申出に係る農産物の検査を請求した者の氏名又は名称及び住所

六 申出に係る農産物に法第十三条第一項の規定による表示を付し、又は同項の検査証明書を交付した登録検査機関の名称

(農産物検査の業務の引継ぎ)

**第二十七条** 法第三十五条第三項に規定する場合にあつては、登録検査機関は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 引き継ぐべき農産物検査の業務を農林水産大臣に引き継ぐこと。
- 二 引き継ぐべき農産物検査の業務に関する帳簿及び書類を農林水産大臣に引き渡すこと。
- 三 その他農林水産大臣が農産物検査の業務の引き継ぎに関し必要と認める事項を行うこと。
- (都道府県知事の行う表示の除去等の内容等の報告)

**第二十八条**

令第五条第三項の規定による報告(同条第一項第一号に掲げる事務に係るものに限る。)は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 不正な手段により農産物検査を受けた事実が明らかとなつた受検者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該農産物検査を行つた登録検査機関の名称及び主たる事務所の所在地
- 三 表示の除去若しくは抹消又は検査証明書の返還の要求(以下この項において「表示の除去等」という。)をした年月日

**四 表示の除去等に係る農産物の種類****五 表示の除去等の内容****六 その他参考となるべき事項**

令第五条第三項の規定による報告(同条第一項第七号に掲げる事務に係るものに限る。)は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 受理をした報告に係る登録検査機関が農産物検査を行つた農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位又は成分についての検査の結果
- 二 その他参考となるべき事項

**三 令第五条第三項の規定による報告(同条第一項第九号から第十二号までに掲げる事務に係るものに限る。)は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。**

命令又は登録の取消しをした登録検査機関の名称及び主たる事務所の所在地

**四 命令をした場合には、当該命令の内容****五 その他参考となるべき事項**

令第五条第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 報告を求め、又は立入調査を行つた農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等又は倉庫業者の氏名又は名称及び住所
- 二 報告を求め、又は立入調査を行つた年月日

**三 報告の徴収又は立入調査の結果****四 その他参考となるべき事項****附 則 抄**

1 この省令は、農産物検査法の施行の日(昭和二十六年五月二十日)から施行する。

**4 1 主要食糧検査令施行規則(昭和二十三年農林省令第四十八号)は、廃止する。****附 則 (昭和二六年七月二六日農林省令第五七号)**

この省令は、昭和二十六年八月二十五日から施行する。

**附 則 (昭和二六年八月四日農林省令第六一號)**

この省令は、昭和二十六年九月一日から施行する。

**附 則 (昭和二六年八月四日農林省令第六一號)**

この省令は、昭和二十六年九月十六日から施行する。

**附 則 (昭和二七年四月一日農林省令第二二二号)**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和二七年七月二二日農林省令第六〇号) 抄**

1 この省令は、農産物検査法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第八十六号)の施行の日(昭和二十七年七月二十二日)から施行する。

**附 則 (昭和二七年一〇月一日農林省令第七三号)**

この省令は、公布の日から施行する。但し、農産物検査法施行規則第三条第一項の表の精大麦、精はだか麦、精小麦及び小麦粉の項並びに別表第一中精大麦、精はだか麦及び精小麦の項の改正規定は、昭和二十七年十月十五日から、同規則第三条第一項の表の小豆及びいんげんの項の改正規定並びに別表第一の改正規定中大豆、小豆、えんどう、いんげん、綠豆、とうもろこし、あわ、ひえ及びそばにかかる部分は、昭和二十七年十月三十一日から施行する。

**附 則 (昭和二七年一二月二七日農林省令第九一号)**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和二八年三月三一日農林省令第七号)**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和二八年五月一日農林省令第一三号)**





		この省令は、昭和五十一年十月五日から施行する。
	附 則	(昭和五二一年八月二五日農林省令第三八号)
		この省令は、公布の日から施行する。
	附 則	(昭和五六年三月二七日農林水産省令第九号)
		この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。
	附 則	(昭和五六年一〇月一〇日農林水産省令第四三号)
		この省令は、昭和五十六年十月二十一日から施行する。
	附 則	(昭和五八年三月三一日農林水産省令第五号)
		この省令は、昭和五十八年四月三十日から施行する。
	附 則	(昭和五九年五月一五日農林水産省令第一八号)
		昭和五十七年以前に生産された国内産の大麦、はだか麦及び小麦の検査については、この省令の施行後も、なお従前の例による。
	附 則	(昭和五十九年五月二十一日から施行する。)
	附 則	(昭和六〇年一一月一八日農林水産省令第五四号)
		この省令は、公布の日から施行する。
	附 則	(昭和六一年一二月二七日農林水産省令第五五号)
		この省令は、昭和六十二年一月一日から施行する。
	附 則	(昭和六三年四月三〇日農林水産省令第一二三号)
		昭和六十一年以前に生産された国内産の種子もみ、種子大麦、種子はだか麦、種子小麦及び種子大豆の検査については、この省令の施行後も、なお従前の例による。
	附 則	(昭和六三年三月三〇日農林水産省令第一四号)
		この省令は、公布の日から施行する。
	附 則	(平成元年五月一二日農林水産省令第一二二号)
		この省令は、平成元年六月十一日から施行する。
	附 則	(昭和六三年九月一日農林水産省令第二七号)
		この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。
	附 則	(平成三年七月九日農林水産省令第三一号)
		この省令は、平成三年七月九日から施行する。
	附 則	(平成四年九月四日農林水産省令第四五号)
		この省令は、公布の日から施行する。
	附 則	(平成五年五月一〇日農林水産省令第二一号)
		この省令は、平成五年六月十日から施行する。
	附 則	(平成七年七月四日農林水産省令第四三号)
		この省令は、平成七年八月四日から施行する。
	附 則	(平成七年一〇月三〇日農林水産省令第五八号)
		この省令は、平成八年四月一日から施行する。
	(施行期日)	
第一条		この省令は、農産物検査法の一部を改正する法律の施行の日(平成七年十一月一日)から施行する。
	(経過措置)	
第二条		改正後の第十条の農産物検査官の証明書の様式は、平成八年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。
	(期間経過米検査以外の検査についての検査請求書の様式、検査を受けようとする農産物に付する表示の付け方、検査証明の方法及び消印の様式は、平成八年十月三十一日までは、なお従前の例によることができる。)	
第三条		この省令は、平成八年四月一日から施行する。
附 則		(平成八年三月二七日農林水産省令第七号)

附 則  
(平成一〇年三月三一日農林水産省令第一八号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この省令は、平成十年四月一日から施行する。

**附 則 (平成一一年一月一一日農林水産省令第一号) 抄**

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 この省令による改正前の土地改良法施行規則、獣医師法施行規則、家畜等の無償貸付及び譲与等に関する省令、肥料取締法施行規則、病害虫防除用機具貸付規則、植物防疫法施行規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、農薬取締法施行規則、農産物検査法施行規則、家畜伝染病予防法施行規則、専門技術員資格試験等に関する省令、農業機械化促進法施行規則、養鷄振兴法施行規則、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、林業種苗法施行規則、卸売市場法施行規則、漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定第一条の日本国沿岸の地先沖合の公海水域における漁業の操業の調整に関する省令、分収林特別措置法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令、牛及び豚のうち純粹種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令、野菜栽培用の豆の証明書の発給に関する省令、ナシ枝枯細菌病菌の緊急防除を行うために必要な措置に関する省令及びイモゾウムシの緊急防除に関する省令(以下「関係省令」という。)に規定する様式による書面は、平成十一年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

4 平成十一年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

**附 則 (平成一一年一月三一日農林水産省令第五号) 抄**

**第一条** この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則 (平成一一年五月二六日農林水産省令第六四号)**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (平成一一年一二月二十五日農林水産省令第一〇七号)**

**(施行期日)**  
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

**(国の検査の手数料納付の方法)**

**第二条** 農産物検査法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)附則第三条第五項の手数料は、農産物検査印紙を附則第五条第一項の検査請求書を提出する際これにより付けた納付するものとする。

**(国の検査の受付の条件)**

**第三条** 改正法附則第三条第一項の規定により農林水産大臣が行う農産物検査(以下「国の検査」という。)は、輸入に係る農産物にあつては十トンに満たないもの、輸入に係る農産物以外の農産物であつて包装されていないものにあつては五百キログラムに満たないもの、その他の農産物にあつてはその種類ごとに農林水産大臣が定める条件を欠くものについては、次に掲げる場合を除き、行わない。

一 量目についての条件を欠く米穀について改正法による改正後の農産物検査法(以下「新法」という。)第五条第二項(新法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の品位等検査を受ける場合  
二 新法第六条第一項の品位等検査を受ける場合  
三 新法第十五条第二項の品位等検査を受ける場合  
四 新法第三十四条第一項の品位等検査を行う場合  
(国の検査を行う者)

**第四条** 国の検査は、農産物検査官が行う。

2 農産物検査官は、地方農政事務所(地方農政局が所在する府県にあつては北海道農政事務所。以下同じ。)の職員の中から地方農政事務所長(地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長。以下同じ。)が任命する。

3 農産物検査官は、自己に利害関係がある農産物については、国の検査を行つてはならない。ただし、地方農政事務所長がやむを得ないと認めて承認した場合は、この限りでない。

4 農産物検査官は、国の検査を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
5 前項の証明書の様式は、農林水産大臣が定める。

(国の検査の請求)

**第五条** 国の検査は、国の検査を受けようとする者の請求により行う。

2 前項の請求は、生産者にあつてはその住所地又は検査を受けようとする農産物の生産地を管轄する地方農政事務所、輸入者及び売買取引業者等にあつては検査を受けようとする農産物の所在地を管轄する地方農政事務所に農林水産大臣が定める検査請求書を提出してするものとする。

## (国の検査の受検のための準備)

**第六条** 国の検査に係る品位等検査を受けようとする農産物（輸入に係るもの以外のものであつて、包装されているものに限る。）には、農林水産大臣が定める表示を当該農産物の包装の表面の見やすい箇所に印刷し、又は当該表示が印刷された票せんを付さなければならぬ。ただし、新法第五条第二項（新法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の品位等検査を受けようとする場合には、当該品位等検査の期日において、農産物検査官に対し当該表示が付された票せん（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）を提出することをもつて足りる。

2 国の検査に係る成分検査を受けようとする米穀又は小麦（輸入に係るものであつて、包装しているものに限る。）には、農林水産大臣が定める表示を当該米穀又は小麦の包装の表面の見やすい箇所に印刷し、又は当該表示が印刷された票せんを付さなければならない。

3 第一項本文及び前項の票せんの付け方は、農林水産大臣が定める。

## (国の検査の期日)

**第七条** 国の検査は、検査請求書の提出があつた日から十日以内において地方農政事務所長が指定する日に行う。

2 災害その他やむを得ない理由により前項の期日に国検査を行なうことができないときは、地方農政事務所長は、その理由が消滅した日から十日以内において更に農産物検査の期日を指定する。

**(国の検査の実施)**

**第八条** 国の検査は、あらかじめ地方農政事務所長が定めて公示した場所のうち、その指定する場所において行う。

## (費用の負担)

**第九条** 国の検査を行うために必要な農産物の積替え、運搬、開装又は改装に要する費用は、受検者の負担とする。

## 附 則 (平成一四年三月二二日農林水産省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則 (平成一四年一〇月一日農林水産省令第八一号)

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則 (平成一五年六月二五日農林水産省令第六二号) 抄

**(施行期日)**

第一条 この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

## (経過措置)

**第十四条** この省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定により従前の農林水産省の機関に対してされている提出その他の行為は、この省令の施行後は、改正後のそれぞれの省令の相当規定により相当の農林水産省の機関に対してされた提出その他の行為とみなす。

## 附 則 (平成一五年七月一〇日農林水産省令第七五号)

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日前に請求のあつたもみ、玄米及び精米に係る品位等検査については、なお従前の例による。

## 附 則 (平成一五年一一月四日農林水産省令第一二〇号) 抄

**(施行期日)**

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

## 附 則 (平成一六年一月八日農林水産省令第一号)

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

2 平成十八年三月三十一日までに請求のあつた農産物検査法第十三条第一項の規定による検査証明については、なお従前の例によることができる。

## 附 則 (平成一六年三月一八日農林水産省令第一八号)

この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

## 附 則 (平成一七年三月七日農林水産省令第一八号)

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

## 附 則 (平成一七年三月三一日農林水産省令第五一号)

**(施行期日)**

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

## (経過措置)

**第二条** この省令による改正後の農産物検査法施行規則第十三条规定する登録免許税の領取証書については、この省令の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、登録免許税の額に相当する金額の収入印紙とすることができる。

## 附 則 (平成一九年三月二八日農林水産省令第一五号)

**(施行期日)**

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

## 第一条

## (経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の農産物検査法施行規則別記様式第十九号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の農産物検査法施行規則別記様式第十九号によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則** (平成二十四年七月五日農林水産省令第三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二六年六月二日農林水産省令第三五号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二七年三月九日農林水産省令第一〇号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二七年四月一日農林水産省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二八年四月五日農林水産省令第三二号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二九年一〇月一日農林水産省令第五九号)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則** (令和元年五月七日農林水産省令第一号)

## (施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

**第二条** この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則** (令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号)

## (施行期日)

**第一条** この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

## (経過措置)

**第二条** この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則** (令和元年七月一六日農林水産省令第一六号)

## (施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和元年一一月一六日農林水産省令第四七号)

## (施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

**附 則** (令和二年一一月二一日農林水産省令第八三号)

## (施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和三年七月二〇日農林水産省令第四四号)

## (施行期日)

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

**第一条** この省令は、令和三年九月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令による改正前の農産物検査法施行規則別記様式第九号から別記様式第十二号までの様式にかかるわらず、令和五年八月三十日までの間、なおこれを使用することができる。この場合においては、これらの様式中「左記の事項」とあるのは、「左記（皆掛重量を除く。）の事項」と読み替えるものとし、皆掛重量に関する記載は検査証明書に含まれないものとみなす。

**附 則** (令和四年三月三〇日農林水産省令第一三号)

(施行期日)

**第一条** この省令は、令和四年三月三十日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令による改正前の農産物検査法施行規則別記様式第三号、別記様式第五号、別記様式第九号、別記様式第十二号及び別記様式第十四号の様式については、この省令による改正後の農産物検査法施行規則別記様式第三号、別記様式第五号、別記様式第九号、別記様式第十二号及び別記様式第十四号の様式にかかるわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合においては、水稻うるち玄米については、これらの様式中「等級」とあるのは、「等級又は品位の測定結果」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、水稻うるち玄米については、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）第一の二の（三）のハの（イ）に基づき鑑定を行った場合は、前項に規定する様式中「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載し、又は等級証印を押すものとし、農産物規格規程第一の二の（三）のハの（ロ）に基づき鑑定を行った場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に農産物規格規程第一の二の（三）のハの（ロ）に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づき測定結果を記載するものとする。

**附 則** (令和五年一一月二八日農林水産省令第六三号)

抄

この省令は、公布の日から施行する。

**別表第一（第十六条関係）**

農産物検査を行う農産物の種類

もみ（飼料用もみを除く。）

一 谷刺

カルトン

恒温器

はかり

試験用もみすり機

小型試験用とう精機

常圧加熱乾燥法使用機材

水分計測器

（以下「常圧加熱乾燥法使用機材等」という。）

もみ（飼料用もみに限る。）

一 谷刺

カルトン

はかり

常圧加熱乾燥法使用機材等

玄米（飼料用玄米を除く。）

一 谷刺

カルトン

はかり

小型試験用とう精機

常圧加熱乾燥法使用機材等

玄米（飼料用玄米に限る。）

一 谷刺

カルトン

はかり

常圧加熱乾燥法使用機材等

精米

五 四 三 二 一 谷刺  
常圧加熱乾燥法使用機材等五 四 三 二 一 谷刺  
カルトン  
はかり五 四 三 二 一 谷刺  
カルトン  
はかり



六 電気炉	五 窒素定量法使用機材（第三号の規定により化学天びんを設置する場合にあつては、化学天びんを除く。）	四 ガラス電極水素イオン濃度計	三 砂分測定瓶	二 白度計	一 はかり	一 常圧加熱乾燥法使用機材等	二 はかり	三 はかり	二 カルトン	一 穀刺	一 はかり	二 カルトン	一 穀刺
七 ふるい	六 穀粒容積重計	五 恒温器	四 常圧加熱乾燥法使用機材等	三 はかり	二 はかり	一 常圧加熱乾燥法使用機材等	六 ふるい	五 恒温器	四 常圧加熱乾燥法使用機材等	三 はかり	二 はかり	一 常圧加熱乾燥法使用機材等	六 ふるい
八 大豆、小豆、いんげん	九 そば	十 かんしょ生切干	十一 大豆、小豆、いんげん	十二 かんしょ生切干	十三 そば	十四 大豆、小豆、いんげん	十五 かんしょ生切干	十六 かんしょ生切干	十七 そば	十八 大豆、小豆、いんげん	十九 かんしょ生切干	二十 そば	二十一 大豆、小豆、いんげん
二十二 穀刺	二十三 カルトン	二十四 穀粒容積重計	二十五 穀粒容積重計	二十六 常圧加熱乾燥法使用機材	二十七 試料均分器	二十八 鑑定用鏡板	二十九 細麦等判定用ふるい	三十 細麦等判定用ふるい	三十一 恒温器	三十二 穀刺	三十三 穀粒容積重計	三十四 細麦等判定用ふるい	三十五 カルトン
三十六 大麦	三十七 試験用とう精機	三十八 試験用とう精機	三十九 試験用とう精機	四十 試験用とう精機	四十一 試験用とう精機	四十二 試験用とう精機	四十三 試験用とう精機	四十四 試験用とう精機	四十五 試験用とう精機	四十六 試験用とう精機	四十七 試験用とう精機	四十八 試験用とう精機	四十九 カルトン
五十 カルトン	五十一 カルトン	五十二 カルトン	五十三 カルトン	五十四 カルトン	五十五 カルトン	五十六 カルトン	五十七 カルトン	五十八 カルトン	五十九 カルトン	六十 カルトン	六十一 カルトン	六十二 カルトン	六十三 カルトン

別表第三（第十六条関係）

米穀	物の種類	農産物検査機械器具その他の設備	を行なう農産
小麦			
一 製粉機	一 製粉機	一 製粉機	一 製粉機
二 カルトン	二 カルトン	二 カルトン	二 カルトン
三 試料均分器	三 試料均分器	三 試料均分器	三 試料均分器
四 はかり	四 はかり	四 はかり	四 はかり
五 試験用もみすり機	五 試験用もみすり機	五 試験用もみすり機	五 試験用もみすり機
六 小型とう精機	六 小型とう精機	六 小型とう精機	六 小型とう精機
七 超遠心粉碎器又は衝撃式粉碎器	七 超遠心粉碎器又は衝撃式粉碎器	七 超遠心粉碎器又は衝撃式粉碎器	七 超遠心粉碎器又は衝撃式粉碎器
八 ふるい	八 ふるい	八 ふるい	八 ふるい
九 化学天びん	九 化学天びん	九 化学天びん	九 化学天びん
十 常圧加熱乾燥法使用機材及び窒素定量法使用機材（化学天びんを除く。）又は常圧加熱乾燥法による水分測定及び窒素定量法によるたんぱく質測定と同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計	十 常圧加熱乾燥法使用機材及び窒素定量法使用機材（化学天びんを除く。）又は常圧加熱乾燥法による水分測定及び窒素定量法によるたんぱく質測定と同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計	十 常圧加熱乾燥法使用機材及び窒素定量法使用機材（化学天びんを除く。）又は常圧加熱乾燥法による水分測定及び窒素定量法によるたんぱく質測定と同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計	十 常圧加熱乾燥法使用機材及び窒素定量法使用機材（化学天びんを除く。）又は常圧加熱乾燥法による水分測定及び窒素定量法によるたんぱく質測定と同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計
十一 加熱器	十一 加熱器	十一 加熱器	十一 加熱器
十二 恒温槽	十二 恒温槽	十二 恒温槽	十二 恒温槽
十三 分光光度計	十三 分光光度計	十三 分光光度計	十三 分光光度計
十四 純水装置	十四 純水装置	十四 純水装置	十四 純水装置
十五 超遠心粉碎器又は衝撃式粉碎器	十五 超遠心粉碎器又は衝撃式粉碎器	十五 超遠心粉碎器又は衝撃式粉碎器	十五 超遠心粉碎器又は衝撃式粉碎器
十六 常圧加熱乾燥法使用機材及び窒素定量法使用機材又は常圧加熱乾燥法による水分測定及び窒素定量法によるたんぱく質測定と同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計	十六 常圧加熱乾燥法使用機材及び窒素定量法使用機材又は常圧加熱乾燥法による水分測定及び窒素定量法によるたんぱく質測定と同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計	十六 常圧加熱乾燥法使用機材及び窒素定量法使用機材又は常圧加熱乾燥法による水分測定及び窒素定量法によるたんぱく質測定と同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計	十六 常圧加熱乾燥法使用機材及び窒素定量法使用機材又は常圧加熱乾燥法による水分測定及び窒素定量法によるたんぱく質測定と同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計
十七 落球粘度計	十七 落球粘度計	十七 落球粘度計	十七 落球粘度計
十八 純水装置	十八 純水装置	十八 純水装置	十八 純水装置

別記様式第一号(第十条関係)

第 号

## 検査証明書

検査請求者

住 所

氏名又は名称

## 1 検査年月日

令和 年 月 日

## 2 前回の検査

- (1) 前回の検査を行つた登録検査機関の名称
- (2) 前回の検査証明書番号

## 3 検査成績

## (1) 数量等

数量		量目		
袋数	正味重量 M/T	正味重量 kg	(風袋) kg	判定
		・	・	
		・	・	
		・	・	

## (2) 品位

項目	規格	検査結果		
		算定値の平均	検定値	判定
決定等級				
備考				

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日

何 登録検査機関

備考 登録検査機関名に併せて農産物検査を行つた農産物検査員の氏名を記載することができる。

別記様式第二号(第十条関係)

第 号

## 検査証明書

検査請求者

住 所

氏名又は名称

1 船舶名、輸入港名、入港年月日その他検査を受けた農産物を特定するために必要な事項

2 検査を受けた農産物の所在地及び数量並びに検査年月日

所 在 地	包 装	数 量		検査年月日 年月日から 年月日まで
		袋数(端袋)	正味重量 M/T	
計				

3 検査成績

## (1) 種類及び銘柄

項 目	検査請求書記載の種類及び銘柄	検査結果	
		査定結果	判定
種類			
銘柄			

## (2) 包装及び量目

検査請求書 記載の種類	包 装		量 目		
	査定結果	判 定	正 味	(風 袋)	判 定
			kg •	kg •	
			•	•	
			•	•	

## (3) 品位

項 目	規 格	検査結果		
		算定値の平均	検定値	判 定
決 定 等 級				
備 考				

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日

何 登録検査機関

備考 登録検査機関名に併せて農産物検査を行つた農産物検査員の氏名を記載することができる。

## 別記様式第三号 (第十条関係)

第 号	検査証明書				
	検査請求者	住 所			
1 検査年月日 令和 年 月 日	氏名又は名称				
2 検査成績					
前回の検査を行った 登録検査機関の名前	前回の検査 証明書番号	等級又は品位 の測定結果	量 目	数 量	備 考

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日  
何 登録検査機関

## 備考

- 1 登録検査機関名に併せて農産物検査を行つた農産物検査員の氏名を記載することができる。
- 2 水稻うるち玄米以外については、「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載するものとする。
- 3 水稻うるち玄米については、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号。以下「規程」という。）第一の二の〔三〕のハの〔イ〕に基づき鑑定を行つた場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載するものとし、規程第一の二の〔三〕のハの〔イ〕に基づき鑑定を行つた場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に「〔イ〕」と記載し、下表に規程第一の二の〔三〕のハの〔イ〕に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づき測定結果を記載するものとする。なお、測定結果は下表に「別添参照」と記載した上、別添とすることができます。
- 4 「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載する場合は、下表を削除することができる。

別記様式第四号(第十条関係)

第 号

## 検査証明書

検査請求者

住 所

氏名又は名称

## 1 検査年月日

令和 年 月 日

## 2 検査成績

種類	生産年度	銘柄	等級	数量	水分の含有率	容積重	備考

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日

何 登録検査機関

備考 登録検査機関名に併せて農産物検査を行つた農産物検査員の氏名を記載することができる。

## 別記様式第五号 (第十条関係)

第 号

検査証明書  
検査請求者  
住 所  
氏名又は名称1 検査年月日  
令和 年 月 日

2 検査成績

種類	生産年度	銘柄	等級又は品位の測定結果	数量	備考

--

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日  
何 登録検査機関

## 備考

- 1 もみ、玄米及び精米に係る生産年度は、当年産のもののみ記載するものとする。
- 2 登録検査機関名に併せて農産物検査を行った農産物検査員の氏名を記載することができる。
- 3 水稲うるち玄米以外については、「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載するものとする。
- 4 水稲うるち玄米についても、規程第一の二の(三)のハのイに基づき鑑定を行った場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載するものとし、規程第一の二の(三)のハのイに基づき鑑定を行った場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に「(ア)」と記載し、下表に規程第一の二の(三)のハのイに定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づき測定結果を記載するものとする。なお、測定結果は下表に「別添参照」と記載した上、別添とすることができます。
- 5 「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載する場合は、下表を削除することができる。

## 別記様式第六号（第十条関係）

(平一一農永令一〇七・全改)

## 別記様式第六号（第十条関係）

(平一一農永令一〇七・全改)

## 単位

## 単位

## 単位

(ミリメートル)

(ミリメートル)

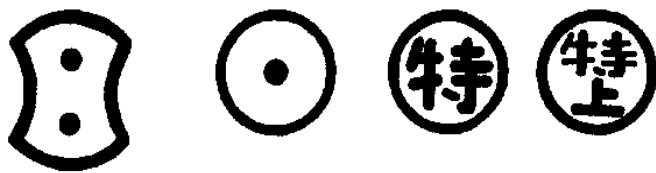
(ミリメートル)

特上

特等

一等

二等



肉幅	円点直径	最短横径	最长縱径	肉幅	円点直径	外円直径	外円直径
四七	三〇	五〇		四一〇	五〇	四五〇	四五〇

二七一六二八    二九二八    二二八    二二八

一四九九一    一七一    一二〇    一二〇

規格外

等外

等外上

四等

三等

肉各幅  
辺縱  
上下各辺縱  
上下各辺肉円点各  
幅直徑辺肉円点各  
幅直徑辺

四〇

三〇

四〇

四七〇

四七五〇

二八

二八

二八

二五八

二五二八

一〇

八八

一〇

一四一〇

一四二〇

合 格



外円直径  
肉 幅

五〇  
四

二八  
二

一〇  
一

備考

- 一 肉色は青色とする。
- 二 (イ)欄の等級証印は、包装（表示が印刷された部分を除く。）に押印するときに使用するものとする。
- 三 (ロ)欄の等級証印は、表示を包装の表面に印刷し、又は表示を印刷した票せんをはり付けた場合であつて、その表示に押印するときに使用するものとする。
- 四 (ハ)欄の等級証印は、表示を印刷した票せんを結び付け、又はミシンで縫い付けた場合であつて、その表示に押印するときに使用するものとする。

別記様式第七号（第十条関係）

（平一一農永令一〇七・全改）

単位  
(ミリメートル)



円の直径  
肉幅

一〇一

備考 肉色は青色とするものとする。

別記様式第八号（第十条関係）  
（平一一農水令一〇七・全改）



備考 肉色は青色とするものとする。

円の直径  
幅 肉

一 一七

単位  
(ミリメートル)

## 別記様式第九号 (第十条関係)

検査証明書	
何年産	種類
銘柄	
正味重量規格	何 kg 等級又は品位の測定結果
荷造り、包装及び左記の事項を証明する。	
何 登録検査機関及び検査年月日	

## 検査請求者記載欄

検査請求者 氏名又は名称  
 住所 都(道府県) 郡(市) 町(村)(字)  
 代理人 氏名又は名称  
 住所 都(道府県) 郡(市) 町(村)(字)  
 生产地 都(道府県)  
 品種名 ( )

## 備考

- 1 検査を受けようとする農産物が、共同調製施設において共同調製されたものであつて、代理人による検査請求に係るものであるときは、検査請求者の記載を省略することができる。
- 2 もみ及び玄米に係る生産年度は、当年産のもののみ記載するものとする。
- 3 登録検査機関名に併せて農産物検査を行つた農産物検査員の氏名を記載することができる。
- 4 記載事項中等級又は品位の測定結果及び検査年月日を除いては、検査請求者において記載することができる。
- 5 この様式は、内容の変更を伴わない限り、変更することができる。
- 6 水稻うるち玄米以外については、「等級又は品位の測定結果」欄に等級証印を押すものとする。
- 7 水稻うるち玄米については、規程第一の二の(三)のハのイに基づき鑑定を行つた場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に等級証印を押すものとし、規程第一の二の(三)のハのイに基づき鑑定を行つた場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に「[印]」と記載し、下表に規程第一の二の(三)のハのイに定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づき測定結果を記載するものとする。
- 8 「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載する場合は、下表を削除することができる。

別記様式第十号 (第十条関係)

検査証明書	
何年産	種類
銘柄	
正味重量規格 何 kg	等級
△ 测定値	
水分の含有率	
容積重	

荷造り、包装及び左記の事項を証明する。

何 登録検査機関  
及び  
検査年月日

## 検査請求者記載欄

検査請求者 氏名又は名称  
 住所 所在地 都(道府県) 郡(市) 町(村)(字)  
 代理人 氏名又は名称  
 住所 所在地 都(道府県) 郡(市) 町(村)(字)  
 生产地 都(道府県)  
 品種名 ( )

## 備考

- 1 記載事項中等級、検査年月日及び測定値を除いては、検査請求者において記載することができる。
- 2 その他は、別記様式第9号の備考1、3及び5と同様とする。

## 別記様式第十一号(第十条関係)

検査証明書		
荷造り、包装及び左記の事項を証明する。		
種類		
正味重量規格	何 kg	等級
何 登録検査機関及び検査年月日		

## 検査請求者記載欄

検査請求者 氏名又は名称

住所 都(道府県) 郡(市) 町(村)(字)

代理人 氏名又は名称

住所 都(道府県) 郡(市) 町(村)(字)

加工(精米)年月日 令和 年 月 日

品種名 ( )

## 備考

- 1 精米及びかんしょ粗碎切干の検査を受けようとする場合には、種類に併せて生産年度を記載する。
- 2 精米に係る生産年度は、当年産のもののみ記載する。
- 3 その他は、別記様式第9号の備考3から5までと同様とする。

## 別記様式第十二号（第十条関係）

期 間 経 過 米 檢 査 証 明 書	
左記の事項を証明する。	
正味重量規格 何 kg	等級又は品位の測定結果
何 登録検査機関及び検査年月日	

検査請求者記載欄

検査請求者 氏名又は名称  
 住所 都（道府県） 郡（市） 町（村）（字）  
 代理人 氏名又は名称  
 住所 都（道府県） 郡（市） 町（村）（字）

備考 別記様式第9号の備考3から8までと同様とする。

別記様式第十三号(第十条関係)

第 号

## 検査証明書

検査請求者

住 所

氏名又は名称

## 1 検査年月日

令和 年 月 日

## 2 検査成績

種類	生産年度	銘柄	包装の種類	等級	数量	水分の含有率	容積重	備考

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日

何 登録検査機関

備考 登録検査機関名に併せて農産物検査を行つた農産物検査員の氏名を記載することができる。

## 別記様式第十四号 (第十条関係)

第一号

検査証明書  
検査請求者  
住 所  
氏名又は名称1 検査年月日  
令和 年 月 日

2 検査結果

種類	生産年度	銘柄	包装の種類	等級又は品位の測定結果	数量	備考

--

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日  
何 登録検査機関

## 備考

- 1 もみ、玄米及び精米に係る生産年度は、当年産のもののみ記載するものとする。
- 2 登録検査機関名に併せて農産物検査を行った農産物検査員の氏名を記載することができる。
- 3 水稻うち玄米以外については、「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載するものとする。
- 4 水稻うち玄米について、規程第一の二の〔三〕の〔ハ〕に基づき鑑定を行つた場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載するものとし、規程第一の二の〔三〕の〔ハ〕に基づき鑑定を行つた場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に「〔ア〕」と記載し、下表に規程第一の二の〔三〕の〔ハ〕に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づき測定結果を記載するものとする。なお、測定結果は下表に「別添参照」と記載した上、別添とすることができる。
- 5 「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載する場合は、下表を削除することができる。

## 別記様式第十五号（第十条関係）

成 分 檢 査 受 檢 票	
検査請求者	氏名又は名称
住 所	都（道府県） 郡（市） 町（村）（字）
代 理 人	氏名又は名称
住 所	都（道府県） 郡（市） 町（村）（字）
成 分 檢 査 の 項 目	
何 登録検査機関 及び 試料採取年月日	

## 備考

- 1 記載事項中試料採取年月日を除いては、検査請求者において記載することができる。
- 2 その他は、別記様式第9号の備考1、3及び5と同様とする。

別記様式第十六号(第十条関係)

第 号

## 成 分 檢 査 証 明 書

検査請求者

住 所

氏名又は名称

## 1 検査年月日等

(1) 試料採取年月日 令和 年 月 日

(2) 検査年月日 令和 年 月 日

## 2 検査成績

種類	銘柄	包装の種類	量目	数量	成分検査の項目	結果	備考

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日

何 登録検査機関

備考 登録検査機関名に併せて農産物検査を行つた農産物検査員の氏名を記載することができる。

別記様式第十七号（第十二条関係）（平十二農水令一〇七・全改）



備考

- 一 肉色は青色とする。
- 二 (イ)欄の消印は別記様式第六号(イ)欄の等級証印を抹消し、又は訂正するときに、(ロ)欄の消印は同様式(ロ)欄の等級証印を抹消し、又は訂正するときに、(ハ)欄の消印は同様式(ハ)欄の等級証印、別記様式第七号の種子用証印及び別記様式第八号の醸造用証印を抹消し、又は訂正するときに、使用するものとする。

線の長さ 線の幅	(イ) 単位 (ミリメートル)	(ロ) 単位 (ミリメートル)	(ハ) 単位 (ミリメートル)
五〇	一一〇	一一五	一三
五	一一〇	一一五	一三

## 別記様式第十八号（第十四条関係）

検査機関登録台帳					
登録番号	登録年月日	年	月	日	登録更新年月日及び変更登録年月日
登録検査機関の名称		年	月	日	更新・変更
代表者氏名		年	月	日	更新・変更
主たる事務所の所在地		年	月	日	更新・変更
登録の区分		年	月	日	更新・変更
農産物の種類		年	月	日	更新・変更

農産物検査員	成分検査業務受託先				
	検査を行う区域	氏名	農産物の種類	証明書番号	受委託登録検査機関の名称
					代表者氏名 主たる事務所の所在地
備考					

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

## 別記様式第十九号 (第十四条関係) (令2農水令83・全改)

表

証明書番号

## 農産物検査員証

登録検査機関の名称

氏名

検査を行う区域

農産物の種類

上記の者は、農産物検査法（昭和26年法律第141号）第17条第4項の規定に基づき農産物検査員として農林水産大臣の登録台帳に記帳された農産物検査員であることを証明する。

発行年月日

農林水産大臣

裏

## 農産物検査法(抄)

(農産物検査の義務等)

第20条 登録検査機関は、農産物検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、農産物検査を行わなければならない。

2 農産物検査員は、公正かつ誠実にその職務を行わなければならない。

(改善命令)

第23条 農林水産大臣は、登録検査機関が第20条の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う農産物検査若しくは第13条第1項の規定による表示若しくは検査証明書の記載が適当でないと認めるときは、当該登録検査機関に対し、農産物検査を行うべきこと又は農産物検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## 留意事項

① 農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載されている。

② 記載されている農産物以外の農産物の農産物検査を行った場合は、農産物検査法第23条に基づく改善命令を発することがある。

備考 用紙の大きさは、縦55mm、横91mmとする。

別記様式第二十号（第二十五条関係）（令2農水令63・全改）

表

第 号	農産物検査法第31条第3項の立入調査をする職員の身分証明書	
官 氏 名	年 月 日	生年月日
上記の者は、農産物検査法第31条第3項の立入調査をする職員であることを証明する。		
上半身 前向写真	発行者	発行年月日 年 月 日

## 裏

## 農産物検査法（抄）

## （調査）

- 第31条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等若しくは倉庫業者の工場、事務所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、農産物若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録検査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
  - 3 前2項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
  - 4 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## （都道府県が処理する事務）

- 第37条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

- 第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一～二（略）
- 三 第31条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

- 第41条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録検査機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

- 一～二（略）
- 四 第31条第2項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格B8とする。  
2 発行者は、農林水産大臣又は都道府県知事とする。